

# 処方箋 第56号

処方箋 第56号

## 『裁判』って言われてもあわてんでええで！！

【事例 1】民事訴訟告知通知書と書かれたはがきが届いた。放置すると財産の差押えをすると書いてあるが、何の事かわからない。どうすればよいか。

(80歳代 女性)

【事例 2】スマホに「以前登録のサイトが無料期間内に退会手続きが完了されていない為、料金が未払いです。翌営業日正午までに連絡がなければ**法的手続きに入る**」とメールが届いた。サイトを利用した覚えはないが、裁判になると困るので、連絡をした方がよいか。

(20歳代 男性)

民事訴訟告知通知？



連絡しないと裁判??

### <相談の経緯>

これらは、アトランダムに**根拠のない同じ内容の請求**を出し、連絡のあった者だけに**裁判の取り下げ費用などを請求**するもので、典型的な**架空請求詐欺**です。どちらの事例も、実際に裁判にはなっておらず、センターには同時期に全く同じ請求を受けた人からたくさん相談がありました。

架空請求詐欺では、「自宅や勤務先に回収に行く」「給料の差押え」「信用情報機関に登録」などの脅し文句が利用されることが多くありますが、**身に覚えのない請求は、無視しましょう。**

### 本当に裁判になったら…

訴えを起こされた場合、裁判所から、**特別送達**が届きます。郵便局員が手渡しする郵便物で、異議がある場合は、あなたの言い分を主張することが出来ます。



架空請求は、忘れた頃にあなたのところにもやってきます。あせらず、ゆっくり、冷静に！！相手には連絡しないが基本です。

ご相談は…  
まずは  
お電話!!

但馬消費生活センター  
たじま消費者ホットライン  
マスコットキャラクター  
ホットちゃん



しまった、困った、その時は  
**消費者センターは生活のお医者さん**

但馬消費生活センター  
**相談電話：0796-23-0999**  
たじま消費者ホットライン  
**相談電話：0796-23-1999**